

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

項目名	NISAの利便性向上等											
税目	所得税											
要望の内容	<p>NISAの利便性向上等のため、更なるデジタル化を含め、所要の措置を講ずること。</p> <table border="1" data-bbox="901 790 1487 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新しいNISA制度の開始に伴い、手続きの更なるデジタル化を推進すること等により、投資家の利便性を向上させ、NISAの更なる普及・利用促進を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 「資産所得倍増プラン」を受け、昨年の税制改正においてNISAの抜本的拡充・恒久化が実現し、令和6年1月から新しいNISAが開始されること、5年間でNISA総口座数・買付額を倍増させる目標達成に向け、NISAの更なる利便性向上への対応が求められる。</p> <p>また、同プランにおいては、「サービスを提供する金融機関や利用者の負担を軽減する観点から、デジタル技術の活用等により、NISAに係る手続きの簡素化・合理化等を進める。」こととされている。</p> <p>具体的には、金融機関変更時や、口座開設後10年後の顧客の所在地確認の際に書面での手続きが必要となる等、デジタル化が十分に進んでいない手続き等について、更なる改善を図る必要。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>Ⅱ-1 利用者の利便の向上に合う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> <p>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（抄） (3) NISA 制度 ②NISA の手続の簡素化 投資未経験者も含めて、利用者が簡単に NISA を活用できるようにするとともに、サービスを提供する金融機関や利用者の負担を軽減する観点から、デジタル技術の活用等により、NISA に係る手続の簡素化・合理化等を進める。 ③新しい NISA 制度の開始に向けた対応 新しい NISA 制度の開始（来年1月）に向け、非課税保有限度額の管理システムを整備するとともに、8,000 万人の投資未経験者に対し、NISA 制度の周知や、資産形成への関心を喚起する広報活動を強化する。また、制度の利用者への定期的な確認手続にマイナンバーを活用することを検討する。</p>
		政策の達成目標	<p>NISA の普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。</p> <p>5年間で、NISA 総口座数を 3,400 口座、NISA 買付額を 56 兆円とすること。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	<p>口座数：つみたて NISA 783 万口座 一般 NISA 1090 万口座 ジュニア NISA 99 万口座 買付額の合計：つみたて NISA 3.2 兆円 一般 NISA 28.3 兆円 ジュニア NISA 0.9 兆円 （出典）金融庁「NISA 利用状況調査」（2023 年 3 月末時点）</p>	
	有効性	要望の措置の適用見込み	全ての NISA 口座開設顧客の利便性向上につながる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>要望の措置は制度の普及や利用促進に資するものであり、妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>口座数：つみたて NISA 783 万口座 一般 NISA 1090 万口座 ジュニア NISA 99 万口座 買付額の合計：つみたて NISA 3.2 兆円 一般 NISA 28.3 兆円 ジュニア NISA 0.9 兆円 (出典) 金融庁「NISA 利用状況調査」(2023 年 3 月末時点)</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>口座数をつみたて NISA、一般 NISA 合わせて 1,800 万口座超(令和 5 年 3 月末時点)と、制度の普及・利用が進んでおり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度改正 NISA の創設 ・平成 22 年度改正 NISA の法制化 ・平成 23 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 24 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 25 年度改正 NISA の恒久化等 ・平成 26 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 27 年度改正 ジュニア NISA の創設等 ・平成 28 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 29 年度改正 つみたて NISA の創設等 ・平成 30 年度改正 NISA 等の利便性向上・充実等 ・平成 31 年度(令和元年度)改正 NISA 制度の恒久化等 	

	<ul style="list-style-type: none">・令和2年度改正 NISAの恒久化等・令和3年度改正 NISA口座等の利便性向上・令和4年度改正 NISA口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等・令和5年度改正 NISAの恒久化等
--	--